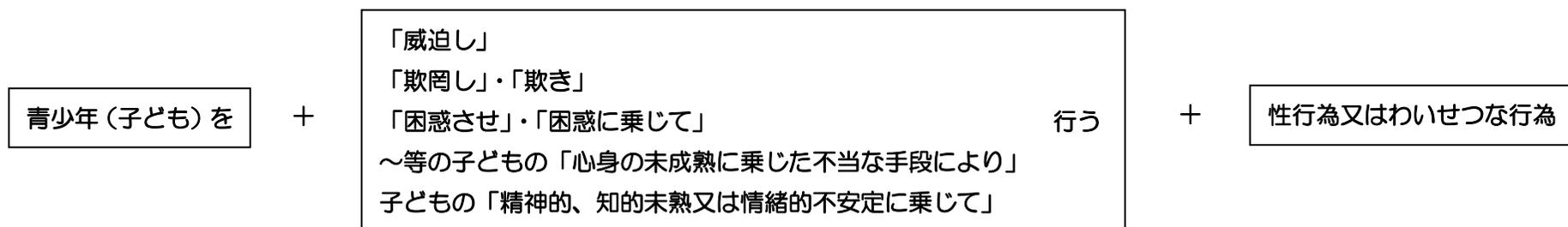


## 構成要件の規定の仕方について ～本県における性被害 17 事例の構成要件該当性～

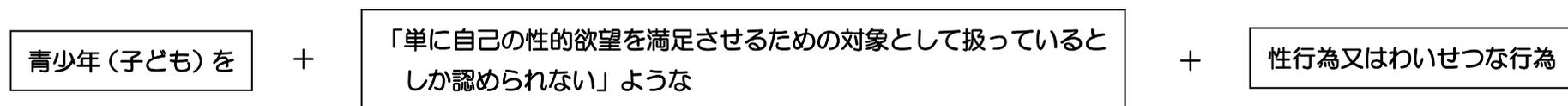
情報公開・法務課

- 「淫行」「淫らな性行為」という表現を取らず、最高裁判決の限定解釈等を基に規定する場合、他府県では次のような規定の仕方が採用されている。

I 「不当な手段により行う性行為等」・「子どもの未成熟に乗じて行う性行為等」…子どもとの性行為等に至る過程で不当な手段、方法を用いた



II 「単に自己の性的欲望を満足させるために行う性行為等」…不当な動機、目的をもって子どもとの性行為等を行った



- 従来の淫行禁止規定と一線を画し、構成要件の明確化を図る場合、どのような規定の仕方が望ましいかを事例に即してご議論いただくため、3月26日開催の第2回検討会で概要が公表された本県における性被害17事例について、上記の要件に該当するかという観点から整理を行った。
- なお、この17事例については、他県の警察により検挙された事例等を除き、立件に至らなかったものが多く、必ずしも十分な事実関係に関する情報が得られていないため、各事例が形式的に構成要件に該当する可能性があるかどうかを指摘するにとどめた。

番号	事案の概要	構成要件該当性	備考
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が家出し、県外の行為者の自宅で発見された事例。</li> <li>・行為者（20歳代、県外）はツイッターで児童（14歳、中3女子）と知り合い、児童を誘い出すために、児童から家庭や友人関係の悩み事等を聞き出した上、「直接会って相談に乗る。」と申し向けた。その後、県内A市内で午後3時頃落ち合い、「話を聞いてあげる。」と言って乗用車に乗せ、同市内のホテルへ連れて行き性交した。さらに「居場所がないのなら自分の家に泊めてあげる。」と言って県外の行為者宅に同道し、同所に児童を宿泊させ、午後11時頃性交した。</li> <li>・児童は、性交の求めを断ると、家出をしたものの宿泊場所がなくなってしまうこと及び以後の相談相手がなくなってしまうと思ひ、断り切れずに性交に応じたと申立て。</li> </ul>	<p>I 「困惑させ」・「困惑に乗じて」に該当する可能性が高い。</p> <p>II 「単に性欲を満足させるため…」に該当する可能性が高い。</p>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為者本人が警察署を訪れ、過去に児童と性交した事案が法律違反になるか相談した事例。</li> <li>・平成21～22年頃に当時16歳の高校生と、平成23年にも当時16歳の高校生と、若い子が多く利用するゲームサイトで知り合い、県内で性交した。行為者（20歳代）は、その際「遊び相手として単に女子高生とセックスがしたかっただけ」という趣旨の発言を行っている。</li> </ul>	<p>I 事案の詳細は不明であるが、資料上明らかな事実からは該当しない可能性が高い。</p> <p>II 「単に性欲を満足させるため…」に該当する可能性が高い。</p>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の父親から、娘が性被害に遭った旨の届出があった事例。</li> <li>・行為者（40歳代）はLINEで知り合った児童（15歳、高1女子）が友人関係で悩み、相談できる相手が行為者しかいないことに乗じ、児童を誘い出す名目で「直接会って俺が相談に乗ってあげる。」と言ひ、3回にわたりそれぞれ午前9時頃に児童と行き会い、午前9時30分から午後4時までの間にA市内のホテルで性交した。</li> <li>・児童は、行為者との交際意思はなかったが、誘いを断ろうとすると「以後、相談には乗らない。」などと言われ、断りきれなくなり性交に応じたと申立て。</li> </ul>	<p>I 「困惑させ」・「困惑に乗じて」に該当する可能性が高い。</p> <p>II 「単に性欲を満足させるため…」に該当する可能性が高い。</p>	

番号	事案の概要	構成要件該当性	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校教諭から、児童の性交に関して相談があった事例。</li> <li>・ 行為者（10歳代）は、LINEを介して知り合った児童（13歳女子、中1）とあえて性的話題等に関するメールのやり取りを続け、児童の上半身裸の写真を入手した。その後、行為者は児童に対し、「裸の写真を保存している。性交しなければ自殺する。」と言い、午前0時頃児童と落ち合い、午前1時頃ホテルで性交した。</li> <li>・ 児童は、性的話題のメールのやり取りをしているうちに、ふざけて裸の写真を送ってしまったが、行為者から裸の写真を持っていることや性交しなければ自殺してやるなどと言われ、断りきれなくなって性交したと申立て。</li> </ul>	<p>I 「威迫し」のほか、「困惑させ」・「困惑に乗じて」に該当する可能性が高い。</p> <p>II 「単に性欲を満足させるため…」に該当する可能性が高い。</p>	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別件で検挙した元暴力団員の捜査から判明した事例。</li> <li>・ 行為者（30歳代）は知人の紹介で児童ら（14歳中2、15歳無職、15歳無職の女子3名）と知り合い、自分は暴力団関係者である旨を伝えるなどして、ホテル等において性交した。</li> <li>・ 児童らは、行為者が暴力団関係者であると聞き、行為者の誘いを断るのが怖くなり、性交の求めに応じたと申立て。</li> </ul>	<p>I 「威迫し」のほか、「困惑させ」・「困惑に乗じて」に該当する可能性が高い。</p> <p>II 「単に性欲を満足させるため…」に該当する可能性が高い。</p>	
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校教諭から、生徒が性被害に遭った旨の届出があった事例。</li> <li>・ 行為者（30歳代）は、カカオトークで知り合った児童（15歳、高1女子）とメールのやり取りをする中で、実際に会ったら性交してもいい旨の返信を受けたため、性行為目的で児童の居住するA市内まで出かけ、児童にA市内に来ていることを連絡し、午後3時頃待ち合わせ、その後ホテルで性交した。</li> <li>・ 児童は、メールのやり取りの中で、ふざけて、実際に会ったら性交してもいい旨を返信していたところ、遠方から行為者が来てしまったため困り、性交の誘いを断れなかったと申立て。</li> </ul>	<p>I 「困惑に乗じて」に該当する可能性が高い。</p> <p>II 「単に性欲を満足させるため…」に該当する可能性が高い。</p>	

番号	事案の概要	構成要件該当性	備考
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年補導した児童からの事情聴取により判明した事例。</li> <li>・行為者（20歳代）は、インターネット上の掲示板を介して、アルバイトを希望している児童（16歳、高2女子）を知り、「アルバイトを紹介してあげる」などと言って、午後11時頃連絡を取り合い児童の自宅付近まで出向いた。児童が乗用車に乗り込んだので、「自分の家でアルバイトの説明をするから家に行こう。」と言って、自宅に午前2時頃連れて行き、性交した。</li> <li>・児童は、行為者に刺青があることから、同人は暴力団員であり、乗用車から降りたいとも言えず、断るとどうなるか分からないと思ひ、性交の求めに応じたと申立て。</li> </ul>	<p>I 刺青を故意に見せた場合は「威迫し」に、アルバイトを紹介する意図がなければ「欺罔し」・「欺き」に該当するほか、「困惑させ」・「困惑に乗じて」に該当する可能性が高い。</p> <p>II 「単に性欲を満足させるため…」に該当する可能性が高い。</p>	
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校教諭から、生徒が性被害に遭った旨の相談があった事例。</li> <li>・行為者（高3、県外）は、インターネットのチャットで児童（13歳、中2女子）と知り合い、会って性交等したい旨を伝えたところ、児童から会うことができればいい旨の返信があったため、県内の児童の居住地を訪れ、ホテルで児童の乳房を揉んだり、陰部に指を入れるなどの行為を行った。</li> <li>・児童は、行為者が遠方の県外居住のため、会うことはないと考え、ふざけてチャット上で性交等の求めに応じる返信をしたところ、来るとは思っていなかった行為者が実際に来てしまい、初めはわいせつな行為を断っていたが、行為者が「わざわざ遠くから来たのに。」「約束したのに。」などと言い嫌な顔をするため、断れずに求めに応じたと申立て。</li> </ul>	<p>I 「困惑させ」・「困惑に乗じて」に該当する可能性が高い。</p> <p>II 「単に性欲を満足させるため…」に該当する可能性が高い。</p>	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の父親から、娘が性被害に遭った旨の届出があった事例。</li> <li>・行為者（20歳代）は、LINEを介して知り合った児童（17歳、高2女子）に「直接会って一緒に食事をしたい。」旨を送信。午後6時頃にA市内で落ち合い、自己の乗用車に乗車させた後、午後6時30分頃同市内の駐車場において児童の性器等を触り、さらに児童に自己の性器を触らせるなどの行為を行った。</li> <li>・児童は、会って食事をするくらいならいいと深く考えずに車に乗ってしまったところ、車内で二人きりになり、言う通りにしないと帰れなくなるのではないかと思ひ、応じたと申立て。</li> </ul>	<p>I 客観的に帰れない状態にあったかどうかなど検討が必要だが、「困惑させ」・「困惑に乗じて」に該当する可能性がある。</p> <p>II 「単に性欲を満足させるため…」に該当する可能性が高い。</p>	

番号	事案の概要	構成要件該当性	備考
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名通報ダイヤルに児童ポルノ公然陳列に関する通報があり、判明した事例。</li> <li>行為者（40歳代）は、ツイッター上で性的欲望を満たす女性を探していたところ、午後3時頃、怠学している児童（16歳、高1女子）を見つけ、同児童に「綺麗だ。直接会いたい。」などと誘い出し、乗用車で児童を迎えに行き、午後8時頃、ホテルで性交した。</li> <li>児童は、車内で行為者と二人きりになり、行為者からの「綺麗だ。」などの甘言に乗ってしまい性交に応じてしまったと申立て。</li> </ul>	<p>I 「誘惑」があったことは明らかであるが、性行為に至るまでに威迫等の不当な手段があったとは認められず、該当しない可能性が高い。</p> <p>II 「単に性欲を満足させるため…」に該当する可能性が高い。</p>	<p>行為者は、児童の裸の画像を投稿。児童ポルノ禁止法違反で検挙。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の母親から、娘が性被害に遭った旨の届出があった事例。</li> <li>行為者（40歳代）は、LINEで知り合った児童（15歳、中3女子）が、親が入院中で寂しさを抱えている上、受験のストレスから悩んでいることにつけ込み、「直接会って相談に乗ってあげる。」と言って児童を誘い出し、午後11時頃、A市内の駐車場に駐車した乗用車内で児童の性器等を触った。</li> <li>児童は母親と二人暮らしであり、母の入院等による寂しさと高校入試への不安感等から話し相手が欲しく、行為者の要求する行為を断れば、また一人になってしまうという孤独感から断ることができなかったと申立て。</li> </ul>	<p>I 「困惑に乗じて」「情緒的不安定に乗じて」等の規定があれば該当する可能性が高い。</p> <p>II 「単に性欲を満足させるため…」に該当する可能性が高い。</p>	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童及びその母親から、児童の妊娠に係る相談があったもの。</li> <li>行為者（30歳代、県外）は、出会い系サイトで知り合った児童（15歳、高1女子）とメールのやり取りをした後、実際に会いたい旨を伝え、午後0時頃県内A市内で落ち合い、その後午後5時頃までの間、市内のホテルにおいて児童と性交した。児童は性体験がなく、性知識が浅薄であることに乗じて行ったもの。</li> <li>児童は、行為者がわざわざ遠方から来たことなどから、誘いを断り切れず性交に及んだ。3回性交したが、妊娠したことが分かり、行為者にその旨を伝えたところ、以後、連絡が取れなくなった。</li> </ul>	<p>I 「困惑に乗じて」「心身の未熟に乗じて」等の規定があれば該当する可能性が高い。</p> <p>II 「単に性欲を満足させるため…」に該当する可能性が高い。</p>	

番号	事案の概要	構成要件該当性	備考
1 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の母親から、娘が性被害に遭った旨の届出があった事例。</li> <li>・ 行為者（30 歳代）は、知人の紹介で知り合った児童（15 歳、高 1 女子）が、家庭環境等に不満を持っていたことから「お前のことを分かってあげられるのは自分だけだ。」などと巧みに気を引き、児童が家出をして行為者の家に来た際、さらに「俺が助けてやる。」などと申し向け、性交した。</li> <li>・ 児童は、行為者と付き合っているわけでもなく性交もしたくなかったが、性交を断ると家出をしたものの宿泊場所がなくなってしまうことから仕方なく応じていたと申立て。</li> </ul>	<p>I 「困惑させ」・「困惑に乗じて」に該当する可能性が高い。</p> <p>II 「単に性欲を満足させるため…」に該当する可能性が高い。</p>	
1 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の母親から、娘の性被害に係る相談があったもの。</li> <li>・ 行為者（40 歳代）は、知人の娘である児童（17 歳、女子）と知り合い、児童にとっては父親の友人であるという関係を巧みに利用して食事に誘い出し、その後、自宅に連れて行き性交した。行為者は、児童の母親に事実行為を認め、慰謝料を支払うから届出しないよう懇願していた。</li> <li>・ 父親の友人であり、誘いを断れなかったものと認められる。母親は、慰謝料等は一切いらないが、行為者の行為は絶対に許せないと申立て。</li> </ul>	<p>I 父親の友人から誘われたことで「困惑」した状況にあった可能性はあるが、詳細は不明である。</p> <p>II 「単に性欲を満足させるため…」に該当する可能性が高い。</p>	
1 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の母親から、娘が性被害に遭った旨の届出があった事例。</li> <li>・ 児童（16 歳、高 1 女子、県外）は、県内に居住する行為者（20 歳代）の弟とスマートフォンのアプリを介して知り合い、家庭環境の問題などから家出をして県内に来ていたところ、行為者の弟から暴力を振るわれそうになった。行為者はこれを制止した後、児童に対して自分は暴力団員と付き合いがあるなどと告げ、性交した。</li> <li>・ 児童は、暴力から助けもらったこと、家出して泊まる場所がなかったこと及び暴力団員と付き合いがあると言われ、行為者の誘いを断ることができなかったと申立て。</li> </ul>	<p>I 「威迫し」のほか、「困惑させ」・「困惑に乗じて」に該当する可能性が高い。</p> <p>II 「単に性欲を満足させるため…」に該当する可能性が高い。</p>	

番号	事案の概要	構成要件該当性	備考
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校教諭から、生徒同士の校内での性交に関して相談があった事例。</li> <li>・行為者（10歳代、中3男子）が学校内のトイレで児童（14歳、中3女子）と性交したものの、児童は、行為者が普段から乱暴なことを行ったりすることから怖くて断れなかったと申立て。</li> </ul>	<p>I 事案の詳細は不明であるが、日頃の言動を畏怖していたことから、「威迫」「困惑に乗じて」等に該当する可能性がある。</p> <p>II 「単に性欲を満足させるため…」に該当する可能性が高い。</p>	加害者も中3児童であり、免責規定の対象となる。
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の母親から、娘が性被害に遭った旨の届出があった事例。</li> <li>・行為者（10歳代、会社員）は、行為者の交際者とその友人である児童（16歳、高2女子）が終電車を乗り過ぎたため、乗用車で午前1時頃迎えに行き、その後兩名を自宅に宿泊させた。行為者は朝方、交際者の前で児童と性交したい旨を告げたところ、それを聞いた交際者が怒って出て行ってしまった。児童と二人きりになった行為者は、「お前の方が好きだ。」「1人じゃ帰れないだろう。」などと言い、午前8時頃児童と性交した。</li> <li>・児童は、友人の前で性交を誘われ困惑してしまっただけで、友人が出ていき行為者と二人きりになってしまい、遠方のため一人で帰ることができないこともあり、誘いを断りきれなくなっただけと申立て。</li> </ul>	<p>I 「困惑させ」「困惑に乗じて」に該当する可能性が高い。</p> <p>II 「単に性欲を満足させるため…」に該当する可能性が高い。</p>	

### 【整理】

- Iについては、「威迫」「欺罔・欺き」「困惑」等の用語は法令上も使用されており、解釈も明確であることから、構成要件の中心的な概念とすることには問題はないと考えられる。

なお、「心身の未成熟や情緒の不安定に乗じて」というような文言を付加することにより、不当な手段・方法による子どもに対する性行為等をより広く、的確に捕捉できると考えられるが、どのような規定が適切か、ご意見を賜りたい。

- IIについては、情報提供のあった17事例のいずれにも該当する可能性が高い。心身が未成熟で、性行為等により精神面等で被害を受けやすい子どもに対して、大人が恋愛によらない不当な動機・目的で性行為等を行うことを、社会通念上非難に値する行為として禁止するという考え方に立てば、このIIの示す要素は重要なものと考えられるが、反面、この要件は、最高裁判決でも構成要件の明確性の面で反対意見による批判のあったところであり、どのような規定が望ましいか、ご意見を賜りたい。（なお、この解釈について、別添判例を参照願いたい。）

**「青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交」（最高裁判決による第二類型の性行為）の解釈が争われた判例****【事件の概要】**

- 行為者は、当時 31 歳の会社員であり、妻と 1 歳になる子供がいた。H18 年 2 月に飲食店の副店長として異動になり、アルバイトをしていた児童（17 歳、女子高生）と知り合った。

4 月ころから児童と話す機会が多くなり、児童から見たい映画があると言われて、4 月末ないし 5 月初めころ、学校が終わった後に自宅の近くまで車で迎えに行き、映画を見に行った。この後もメール交換やドライブデートなどをしてきた。何回かデートをした後、性行為をしないかとメールで尋ねたところ、まだ早いとの返事であったが、児童に対し、正式に付き合っているつもりである旨の話をして性行為の同意を得たため、5 月 11 日にホテルで性行為を行うに至った。

その後、5 月から 7 月にかけて数回性行為を行ったが、ドライブや映画、食事などのデートをし、2 人でディズニーランドに行くという約束もしていた。

7 月 24 日にも同様にホテルで性行為が行われた後、行為者は児童を家まで送っていったが、児童の母親がこの事実を知り、警察署に申告をするに至った。
- 被控訴人は、職務上、児童が 17 歳であることを知っており、児童も行為者に妻と子供 1 人がいることを知っていた。児童、行為者のいずれも結婚することは考えておらず、行為者は児童に対して妻と離婚するつもりはない旨を告げていた。また、行為者は、性行為の対価として金銭を渡したことはなく、児童を騙して性行為に至ったという事実もなかった。
- 行為者は愛知県青少年保護育成条例違反の罪により逮捕、勾留され、略式命令を受けて罰金 40 万円を納付したが、その後名古屋簡裁に正式裁判を請求したところ、名古屋簡裁は行為者の行為は淫行には当たらないとして無罪を言い渡し、控訴期間経過によりこの判決が確定した。
- この無罪判決を受けて、行為者は警察官、検察官等が違法な逮捕状請求、公訴提起等をしたとして愛知県及び国に国家賠償法に基づく損害賠償請求を行ったが、第一審及び控訴審判決において、上記事件が最高裁判決の「第二類型の性行為」に当たるかどうか判示されている。

**【第一審判決（平成 22 年 2 月 5 日名古屋地裁判決）】…愛知県、国の損害賠償責任を認めた**

- 本件性行為時に、A 子は既に 17 歳 9 か月であり、あと 3 か月を待たずに 18 歳になること、A 子は、原告と性行為を持つより前に、性行為の経験の有していたこと、A 子が、原告に対し、様々な悩みを話したり相談したりし、自然に惹かれていくようになって、原告と A 子は交際に至ったこと、はじめての性行為に至るまでに、原告と A 子は携帯電話のメール交換を介してお互いの感情を伝え合い、映画やドライブなどの数回のデートを重ね、2 か月程度が経過したところで性行為に至っていること、はじめて性行為をした後も、性行為をするだけでなく、ドライブなどのデートをする関係にあり、原告と A 子の関係が性行為のみを目的とする関係ではなかったことが認められる（原告と A 子との関係は、原告に妻子がおり、原告が妻と離婚して A 子と結婚するつもりはなかったということを除けば、いわゆる恋人同士の関係と全く異なるところはないものである。）。

そうすると、昭和 60 年大法廷判決が掲げる「当時における両者のそれぞれの年齢、性交渉に至る経緯、その他両者間の付き合いの態様等の諸事情」を考慮して、健全な常識を有する一般社会人の立場で判断すれば、本件性行為について、原告が、A 子を「単に自己の性的欲望を満足させるため

の対象として扱っているとしか認められない」ものではないことが明らかである。

なお、原告が結婚するつもりもないのに、妻と別れて結婚すると言っていたのであれば、A子を騙し、自己の性的欲望を満足させるためにのみ性行為を行ったことにもなり得るが、原告は、そのようなことはなく、妻と離婚するつもりがないことをA子に告げて、それでも性行為を持つことをA子に了解してもらっていたのであるから、このことから、原告がA子を単に自己の性的欲望を満足させる対象として扱っていたものではないことが明らかである。

- また、被告国は、原告は、積極的にA子に働きかけて性行為に及び、その後は、A子と性交する目的で、自分とA子のシフトを調整してA子と会う機会を作り、A子と性交を重ねる一方、妻とも性交をし、妻子と別れる意思も全くなかったから、第2形態の性行為に該当することは明白であり、また、A子を不倫関係に巻き込み、原告の妻に対する不貞行為に荷担させた行為は、明らかに社会通念上非難に値するものであるなどと主張する。

しかし、被告国は、原告には妻子があり、妻が妊娠していたという事情を殊更に強調し、本件店舗の副店長であった原告がアルバイトであったA子をデートに誘った事実、原告がA子と会うためにシフトを調整したという事実等を恣意的に選択して援用し、性交するだけの目的の第2形態の性行為であると主張するもので、本件条例の目的を逸脱した拡張解釈をするものであり、昭和60年大法院判決が具体的判断要素としてあげている原告とA子の性交渉に至る経緯や性行為以外の付合い方に関する事情などを全く無視しているもので、到底採用する余地のないものである。

前記…のとおり、昭和60年大法院判決が「淫行」を「単に反倫理的あるいは不純な性行為と解するのでは、犯罪の構成要件として不明確であるとの批判を免れない」として、不倫や不純というような抽象的、多義的な用語を避け、条例の規定の文理から合理的に導き出されうる解釈として、特に第2形態の性行為について、青少年の育成・保護の精神に背馳し、一般の社会通念に照らし到底許容できない類型として、「青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような」との限定解釈をしているのに、被告国がこのような本件条例の趣旨や規定から離れて、妻子ある者との不倫行為に当たることを殊更に強調することは、昭和60年大法院判決の限定解釈を全く理解しないものであり、現時点においてもこのような主張をしていること自体、被告国の違法な姿勢を露呈するものであって、被告国の上記主張が理由のないものであることは明らかである。

#### 【控訴審判決（平成23年4月14日名古屋高裁判決）】…第一審判決を一部取り消し、一部棄却

- 被控訴人には妻があるから、被控訴人とA子との性行為は、単に成人と18歳未満の青少年との性行為というにとどまらず、被控訴人の妻に対する関係で民事上不法行為を構成する違法行為であり、このような関係を継続すれば、A子において被控訴人の妻から損害賠償を請求され得るのであり、双方独身（あるいは婚姻関係が破綻している場合）の恋人同士の関係とは質的に明らかに異なっているところ、31歳の社会人で妻子のある被控訴人は、被控訴人とA子とがこのような関係であることを理解していたばかりか、妻と離婚してA子との婚姻に発展することは望んでいなかったと認められる。そして、被控訴人は、A子がアルバイトとして働く店舗の副店長という立場でA子を管理監督する立場にあり、その職務上もA子との関係が一定範囲から逸脱しないようにすべき立場にあった。他方で、A子は高校生であり、前記（2）のとおり、被控訴人と婚姻に発展することは望まないが、被控訴人が真剣に付き合うのであれば妻子があっても性的関係にも同意する

というのであり、被控訴人との交際の社会的・法的意味の理解は十分でなく、被控訴人の真剣度に関心があったと認められる。したがって、被控訴人は、上記のとおりその身分的・雇用関係上の立場を顧みることなく、被控訴人との性行為が法的にいかなる意味を持つかを十分に理解していない18歳未満のA子との間で本件性行為に至ったといえる。殊に本件においては、被控訴人がA子と初めてのデートをしてからわずか1か月余り（本件警察官らの認識。実際には約2週間程度）で性行為に至っており、本件性行為までの2か月弱の間で少なくとも4ないし5回（本件警察官らの認識。実際には8回）の性行為を持っている。このような場合、本件規定にいう「いん行」のうち、昭和60年大法院判決がいう第2形態の性行為に当たる蓋然性が高いといえる。

- 被控訴人は、本件警察官らが、合理的根拠なく本件逮捕状請求及び本件逮捕を行った旨主張するところ、A子は、本件性行為時、既に17歳9か月であり、以後3か月を待たずに18歳になること、A子は、被控訴人と性行為を持つより前に、性行為の経験を有していたこと、被控訴人とA子が数回の食事などのデートを重ねて性行為に至ったことなどを本件警察官らが把握していたと認められるし、証拠…及び弁論の全趣旨によると、本件警察官らが、A子やA子の母から事情聴取をすれば、本件警察官らが既に収集した証拠資料により把握していた事実以外にも、A子が被控訴人に対し悩みを話したり相談したりして、自然に惹かれていき、お互いの感情を伝え合い、映画やドライブなどの数回のデートを重ねて、性行為に至ったことや、性行為を持った後もドライブや映画に行くなどのデートをし、ホテルに行った帰りに食事をすることもあり、2人でディズニーランドに行くという約束もしていたことが明らかになったと認められる。

しかし、被控訴人がどのような内心の意思でA子との本件性行為に至っているかは、被控訴人の供述のみから判断すべきではなく、他の客観的な事実関係をも基礎にすべきところ、被控訴人は、少なくともA子の母らから暴力を受ける際までは、妻と離婚するつもりがなかったというのであり…、A子との交際は、被控訴人の妻に知られるとか、A子の親に知られて（そのとおりの事実が生じた）反対されると、それに抗してでも婚姻するつもりが被控訴人にはなかったものと窺われるのであり、その意味で、この交際は、被控訴人にとって真剣度の乏しいものであったといわざるを得ない。現に、被控訴人とA子は、初めてのデートをしてから性行為に至るまでの期間は1か月余り（実際には約2週間程度）と長くはないし、被控訴人とA子が性行為を持った後もドライブや映画に行くなどのデートをし、ディズニーランドに行く約束をしていても、被控訴人がA子の歓心を買って関係を継続するために行っていたにすぎないとみることも可能というべきで、前記説示のとおり、被控訴人が所詮A子を自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められない場合に当たると本件警察官らが判断したことに、合理的根拠が欠如しているといえることはできず、この点についての被控訴人の主張は採用できない。